

[論 文]

教職科目における質保証の試み

Case Studies of the Quality Assurance in Teacher-Training Course

佐 藤 淳 介

Sato Junsuke

1. はじめに一単位の実質化をめぐる一

平成20年12月24日中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』によれば、「単位制度の国際的な適用性の観点から、学習時間の実態を国際的に遜色ない水準にすることを目指し」「1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿っている必要がある」としている。こうした提言を受けて、単位制度の実質化に向けた取り組みとして、シラバス、 Semester制、キャップ制、GPAなどの導入が図られてきたわけである。しかしながらこれらの導入は本来の単位制度の実質化にどれほど効果的であったのかは検証の要するところである。本研究では教職課程の授業を計画・実施していくなかでやってきた単位の実質化のための工夫改善を通して教職科目の質保証を考察してみたい。

2. 単位制度とは何だったのか

はじめに、大学設置基準・短期大学設置基準にある卒業単位とされる、それぞれ124単位・62単位という数字の根拠から見ていきたい。

単位という概念を大学教育に取り入れたのは1869年のハーバード大学における授業科目の選択制の導入からである。^(注1) 単位制度は、すべての授業科目の学修成果を一つの尺度によって均一にカウントする制度である。すべての授業の1時間の内容を1学期間学修することを1単位と規定したのである。しかし授業の学習内容は様々であり、程度もさまざまである授業内容を時間単位で単位化することに対しては設定当初から抵抗があったといわれている。しかしそれでも、学生が自由に授業を選択できることを最優先にこの単位制度の導入が図られたのであった。アメリカにおいて始められたこの単位制度も、ヨーロッパの大学では受け入れられずに、長い間導入がなされなかったことを見ても、単位制度に対する大学側の抵抗は少なくなかったと考えられる。

こうして、学生の科目選択の自由化を目指して単位制度の導入が始められたわけだが、学生が1年間に行う総学修時間は何時間と設定されたのであろうか。^(注2) わが国では戦後新制大学における単位制度の導入にあたって、はじめに1週間の総学習時間が定められた。これは当時の労働者の労働時間から規定され、それは、月曜日から金曜日までは1日8時間、土曜が5時間で、合わせて45時間である。この1週間の労働時間である45時間を持って、これを1単位としたのである。ちなみに、1年を30週とすると、年間30単位の学修と

なり、ここから4年間120単位が導き出され、これを持って卒業単位が定められたのである。なお、のちに体育の必修化によって4単位が加わり、大学の卒業単位は124単位とされた。

次に、1科目1時間を1学期間学修することを1単位と定め、年間の授業回数を30週として、1科目1時間通年で2単位と定めた。さらに、わが国では戦前から、旧制大学での1コマは「2時間」でありこれを90～100分で行うのが通例であった。したがって、戦後もこの時間が採用され、1コマ(90分)＝「2時間」を通年学修することが4単位とされた。さて、前述のように4単位(の労働・学修)とは、45時間×4＝180時間である。これを30週で行うわけであるから、単純に計算すると1コマは6時間の学修となる。つまり、講義系科目1コマ「2時間」には予習復習にあと4時間必要になるという根拠がここにある。

3. シラバスの改善にむけて

1) シラバスの意味と改善の必要

単位制度の実質化に向けた取り組みとして、シラバス、 Semester制、 キャップ制、 GPAなどの導入が図られてきたわけである。そこではじめに、単位の実質化という観点からシラバスを考察してみたい。

はじめにシラバスの導入過程を整理してみたい。当初「講義要綱」というような形で講義の内容を紹介する冊子は早くから作られていたが、それが次第に「シラバス」としての内容を充実させていくのである。講義の内容を示すにすぎなかったいわゆる「講義要綱」から「シラバス」に変化した時点で、参考書、成績評価法、事前学習等々の内容が整備されてくることになる。

シラバスに関しては、すでに大学審議会答申「高等教育の一層の改善について」(注3)において「学生の教育を充実する上で、シラバスの作成とその内容の充実が有効である。特に教員・学生間での双方向の授業が成り立つためには、事前に学生が授業についての学習上の情報を得、その趣旨を十分理解した上で十分な準備学習や復習等ができるようにすることが必要であり、この意味でもシラバスの充実が求められている。現在作成されているシラバスの多くは、学生に履修科目選択のための情報を提供する履修科目の一覧としての役割と、履修する個々の授業科目について詳細な授業計画を示すとともに学生の教室外における準備学習等についての指示を与える役割という二つの役割を果たすものとして作られているが、今後は、後者の役割を十分果たすような内容の充実したシラバスを作成する必要がある。このようなシラバスは、全学生向けの科目選択用のシラバスとは別に、個々の教員が、各授業科目を履修する学生に対して配布する性質のものであり、全教科同じ形式である必要はなく、それぞれの授業科目の特性などに沿って、適切に作成することが重要である。また、履修科目の選択のための情報を提供するシラバスの作成に当たっては、学生が自分の専攻分野とそれぞれの授業科目との関連や授業科目の学問分野における位置付けを把握でき、一貫した体系的な履修の便に資するようにすることが期待される。」とその作成の大まかな基準が示されていた。そして、この20数年の間に、多くの大学で次第にシラバスが整備され始めてきている。

しかし、一般的な大学においては、現在においてもシラバスが授業内容や授業へ向かう心構え、評価の仕方などの記載が、実際あまり、学生の役立っているとはいえていないのではないだろうか。これは、シラバスの記載内容が学生の履修に役立っていないというよりも、むしろ学生の履修に役立てるようにシラバスができていない、記載されていないことに起因していると思われる。学生が日常の履修に際して、その授業によって何が身につくのか。その授業が何を目指しているのか。またさらには、どのような準備を毎時間必要とするのか。評価はどのような形で行われ、何を評価されるのか。参考書は何を用いればよいのか等々、常に授業と密着して学生に情報を提供するものとして用いられる必要がある。シラバスが授業を履修する学生に授業の目的・目標、構成、評価法、準備等をより詳細に提供できなければ、いつまでもシラバスの利用価値は高まらないであろうし、単位の実質化という点から見ても、内容のある教育を提供し、学生に十分な教育効果を与えることにならない

4. セメスター制、キャップ制、GPA

次に単の実質化として、セメスター制、キャップ制、GPAについて簡単に触れておきたい。

はじめにセメスター制であるが、現在のほとんどの大学で2学期制が採用されているが、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第13号）」が平成25年3月29日に公布され、大学及び短期大学における授業期間については、各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能となった。これは、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能とすることが可能となったのである。

次にキャップ制であるが、これも単位の实質化という観点から非常に重要な制度であるといえよう。1単位時間の質を保証するために、授業以外に学習の時間を確保しなければならないことから、1学期間に取得できる単位の数は物理的に制限されてしかるべきである。しかし、キャップ制度が機能しなければ、相当数の授業科目を選択できることが可能である。実際1年間・1セメスターに習得できる単位数の上限設定を設けている大学がほとんどであるが、その上限がきわめてゆるく設定されていることが多い。とくに資格取得を目指すカリキュラムを設けている大学の上限がかなり高いものが散見される。

ところで、このキャップ制は単位の实質化という観点から見れば、実際に大学で行われる授業が実質化されていたならばそれほど意味がなくなるのではないだろうか。つまり一つひとつの授業が予習復習を必要とするようなものであるならば、学生が能力以上の授業の履修を行うことは不可能となるからである。今、大学にとってキャップ制をやかましく学生に指導するよりも自らの授業の実質化、言い換えれば予習復習の必要な授業への転換にエネルギーを使うべきであろう。

最後にGPAについて触れるが、これは学生の厳正な成績評価に必要不可欠なものである。とくに多くの学生の間で順位付けを行う必要がある場合には効果的な指標となる。成績優秀者の表彰・就職進学における推薦順位の決定などがそれである。従来の成績評価だけでは公平性にかける場合があったが、この導入によってスムーズにそれらが行えるようになっていく。単位の実質化ということからこれを見れば、さらにキャップ制との併用で、成績優秀者に単位の上限を超えた履修を認めている大学もある。

4. 単位の実質化に向けた評価方法の改善

1) さまざまな授業の評価方法

授業の評価方法について通常は学期末の試験において評価がなされている。これはペーパー試験であったりレポートによるものであったりする。これに加えて通常の授業中における小テスト・中間レポートを評価に加える場合もあり、また出席回数を配慮する場合もある。これは評価方法としてシラバスに記され学生の履修の参考とされている。

ところで、次に掲げるのはアメリカ・ペンシルバニア州のドレクセル大学 (Drexel University) のシラバスの項目例である。(注4)

- Course Prefix and Number : 科目識別番号
- Credit Hours : 履修単位時間
- Official Course Title : 科目の正式名称
- Instructor Name : 教員の氏名
- Contact Information (Phone, E-mail, Website) : 連絡先
- Office Hours, Location, Mailbox : 面会可能時間
- Primary Contact Method : 主なコンタクト手段
- Other Contacts : その他の連絡先 (TA等)
- Required and Recommended Texts, Readings and Resources : 必読書, 推薦書等
- Required and Supplemental Materials and Technologies : その他の教材
- Course Description : 科目の概要
- Course Purpose within a Program of Study : カリキュラム全体からみた科目の目的
- Statement of Expected Learning : 期待される学修成果 (3~8の測定可能なもの)
- Assessment: Alignment : 評価 (学修成果に沿ったもの)
- Assessment: Tools and Methods : 評価の際の方法
- Drexel Students Learning Priorities : 学生が身に付けるべき能力のうち何が身につくか
- Graded Assignments and Learning Activities : 評価に係る課題や活動
- Grading Matrix : 評価を行う際, どの課題や活動がどれだけ評価されるのか
- Grading Criteria : 評価の観点
- Submission Information : 課題提出に関する情報
- Instructor Feedback : 教員からのフィードバックの時期等
- Course Calendar : 科目の予定
- Course Policies : 学生に対して期待する学習姿勢等
- Academic Integrity, Plagiarism and Cheating Policy : 学生倫理 (盗作, 不正行為)

- Students with Disability Statement：障がいをもつ学生への対応
- Course Drop Policy：単位を取得できなかったときの対応

これを見ると、シラバスの多くを評価方法に関する記述で占めていることがわかる。とくに下線部（筆者）で見る限り評価が1回のペーパーテストやレポートの提出に終わることなく、様々な学習のタイミングに、しかもさまざまな方法・角度からなされていることが理解できる。そして、そのような評価方法が具体的に授業科目ごとに学生に示されており、シラバスが学生と教師との「契約」になっている。こうしたきめ細かなシラバスは、わが国の先進的な大学でも少しずつではあるがすでに導入されている。

授業評価を多面的に行い、しかもそれぞれの評価方法を丁寧に明記することは、ほかでもなく単位の実質化と切り離せない事柄である。一つの授業を授業時間内だけで完結させ、しかもペーパーテストないしはレポートの提出だけで単位を与えるという旧来のスタイルは単位の実質化からは凡そかけ離れているのではなからうか。1単位時間の学修を保証するための十分な時間をかけるためには、授業時間以外での学生の学習に対する評価方法が確立していなければならない。

2) 通常授業での評価—出席点・平常点

通常の授業評価でとくに重要と思われるのは、学生の授業への参加度である。単位の実質化を念頭に入れるとき、いかに学生を授業に能動的に参加させるかは、授業の成否のカギとなりうるものである。

そこで、はじめに学生の授業への出席について、その評価を考えてみたい。単位の実質化という観点からすれば、学生を授業に出席させることは最低条件である。そのために、例えば出席点というものを設けて、ある割合で出席回数を成績評価に加算して用いることがある。シラバスに出席点と明記してたとえばそれを10%であるとか20%であるとか、全体の成績評価の部分点として設定する仕組みである。しかし、これについては、学生の出席を促すという効果があるものの、授業の達成度の評価という点では、次元の異なるものであり、その導入については賛否両論があろう。わが短期大学においてもシラバスに出席点を明記することは避けるよう全体的な申し合わせがなされている。ただし、通常点ということで出席も通常点に含まれるという形で記載している授業科目は多い。多くの先進的な大学の例を見ても、出席点をシラバスに明記している例は少なくない。また、三分の一以上の欠席は認めないというような記載も見られる。通常の場合、教務細則などで15回もしくは10回の授業のうちの何回欠席すると単位が与えられないという規則がある。これに加えて、少し厳しく、あるいは緩く、授業ごとに欠席の限度を設定している授業もある。さらに、出席点をつけることによって複雑な問題が起きてくる場合がある。例えば、学期初めの履修登録期間（コマ数にして1～2程度）の欠席をどう扱うか、といった微妙な取り決めまでがなされていない（あるいは徹底していない）場合などもある。大学によっては、したがって、初回から出席（欠席）回数をカウントするといったことまでシラバスに明記している授業もある。学生の出席は単位の実質化から見ても厳しい管理が必要であるが、授業の評価にどのように反映させるべきなのかは意見が分かれる。

さて、授業の参加度ということからいえば、授業中または授業後における評価もきわめ

て重要である。ミニツツペーパーや小テストなどの利用によって形成的評価が可能となり、学生の評価はもちろんのこと、それは授業全体の内容・進捗の見直しなどに利用できるからである。

3) 授業の参加度

博報堂社員で、アメリカミシガン大学MBAプログラムに社費留学した室健氏のレポート〈「クラスへの『参加度』ってどういうこと？日本とは「正反対」の教育システムから得られるものとは〉^(注5)によれば、室氏が出たある授業の評価体系が「中間レポート25点、最終レポート50点、クラスへの参加度25点」とあり、授業への出席だけではなく、いかにクラスに積極的に貢献したかを問われたことが紹介されている。

室氏が籍を置いていたMBA経営管理学修士において経験した授業風景によれば、「企業に関するケースを各自で読み、チームでミーティングしたうえでクラスに臨むのが典型的」「授業で初めて学ぶのではなく授業の前におおよそ理解していて、授業では理解を深め多様な視点を学ぶ」のだという。そして、「クラスでは教授が質問をぶつけてきます。「今回のケースを簡単にまとめてくれ」「あの時何がいけなかったのか」「君ならどうする？」「それを補強するデータは何？」などなど... これに対し、「自分の意見を言う」「他人の意見に対して別の視点を述べる」「予習や授業の不明点について質問する」というのがクラスへの貢献であるという。「教授がよく「Good question!」と言って褒めるのですが、いい答えと同様に、いい質問を提示することはクラスの理解度を深めるのに貢献したことになります。このように教授・学生が「みんなで授業を創り上げていく」のがアメリカ式」であると述べている。

室氏はさらに日本の教育システムを「テスト競争型」、アメリカの教育システムを「クラス共創型」として次のように比較している。

日本の「テスト競争型」は講義中心であり、テスト・レポート・出欠による評価であるとしている。このメリットはテストで理解力が測れること、そして授業で回り道が少ないこととしている。またデメリットは普通は予習をしないこと、さらには講義を聴くだけで受動的に授業に出席することであるとしている。

アメリカの「クラス共創型」は予習とディスカッションが中心であり、クラスへの参加度まで測られるとしている。このメリットは毎回予習することであり、また意見・質問で議論する力が身につくことであるとしている。またデメリットは論議が達者な人が過大評価されやすいこと、また授業で回り道が多いことであるとしている。

5. 教職の授業における教育方法の具体的改善例

1) 教職概論

「教職概論」の授業目的は「教職について、さまざまな角度から理解を深める」ものである。そしてその到達目標は「1.教職の意義及び教員の役割を理解できる。2.教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障を含む）を理解できる。3.進路選択に関する情報を持つことができる」としている。

この授業では、あらかじめ用意した私製のプリントを用いている。このプリントは、毎

回の授業の内容に即して、サブノート様に整理構成したものである。授業のはじめにこのプリントを配布して、講義を進めながら、時に応じてプリント記入させている。だいたい10項目くらいで、講義の内容をまとめるのに都合よいように構成している。授業の最後には、まとめと確認のために、数名の学生にプリントに記述した内容を発表させている。とくに単位に実質化という点で、復習になるような課題を1つつけているのが特徴である。「次回までに調べてみよう」という項目で、教室では調べることができない内容の課題としている。実際パソコンや新聞などを見ないとできない課題を選び項目を決めている。この課題は、必ず次回の授業の最初に確認している。こうしたことで、出席の管理・授業参加度の増進を期待している。

2) 道徳教育論

「道徳教育論」の授業目的は「道徳教育について理解する」ものである。そしてその到達目標は「道徳教育の意義を理解できる。中学校での道徳教育の位置づけや内容を理解できる。道徳の指導案の書き方など、実践に即した道徳の指導法を身につけることができる。」としている。

この授業では、道徳教育そのものの理解と実践的道徳教育の指導法の習得がポイントとなる。数少ない授業時間の中でこの内容をどこまで学習させることができるのかが大きな問題点である。そこでこの授業では、なぜ道徳教育が必要であるのかを学生に問題提起することから始めている。中学生という年齢の生徒が現実社会で直面するであろう問題について具体的に考えさせ、実際に起こっている教育問題を調査させて、その発表から授業をスタートさせている。はじめに行うこのような発表によって道徳教育に対する意識を持たせ、そのうえで学習指導要領をもとにして実際の中学校における道徳教育の内容を理解させている。ここでも道徳教育指導にあたって理解しなければならないポイントを学習指導案から考えさせる課題を与えている。学生が道徳教育の特徴・実際の指導・問題点などを学習指導要領から読み取って、レポートにまとめるのがその内容である。これを次の授業で発表させ討論を進めていくのである。

次に、指導方法について学生に能動的に理解させるために、実際に道徳の授業を構想させ学習指導案を作成させている。この段階で学生は中学校学習指導要領の道徳の指導内容を理解していく。そして道徳教育独自の指導方法を理解していくのである。この作業は大学で十分な時間を取って行っているが、ワープロによる制作を義務付けており、授業時間以外でもその作業が行われるのが通常である。学習指導案をワープロで作成させているのは、情報通信機器の取り扱いに慣れさせる狙いもあり、学内の情報処理演習室や学生自習室あるいは教育演習室で自由時間を利用してそれらの危機の習得を日ごろから慣れさせている。

こうして作られた学習指導案をもとに、実際に学生に模擬授業をさせることもある。現実的に時間の制約もあり数人の学生の指導で終わるが、授業後に丁寧な反省会を行い、生徒役の学生が多く意見を述べながら学習していく。この反省会での議論を課題としてレポートに書かせることによって、指導法を整理させる。これも次回に発表討論させていく。とくに道徳の授業では生徒に関心を持って考えさせる雰囲気醸成が必要になってく

る。そこで導入部における指導を徹底させることが必要である。展開部の指導にあっては、様々な指導技術を駆使することも学んでいくことになる。指導技術の指導も実際に模擬授業を通して学生に把握させるように心がけている。授業ではCD・DVD・パワーポイントなどの機器の使用を積極的に取り入らせるように指導している。学生は一つの授業を完成させるために、授業時間以外での準備が当然必要になっている。

3) 教育課程及び指導法

「教育課程及び指導法」の授業の目的は「教育の内容と指導方法について学ぶ」ものである。そしてその到達目標は「1.教育課程の意義及び編成の方法を理解できる。2.特別活動の内容と指導法を理解できる。3.教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用方法を含む）を知り、活用することができる。」としている。

この授業において、とくに単位の実質化という面から実施しているのは、特別活動の理解のためのグループ討論である。これは教職課程の授業の特殊性から、指導者養成ということに配慮して実際の授業を学生中心に行っていることである。はじめに特別活動の内容を紹介した後、学生に進行を任せている。指名された学生を中心に、グループ別に現在の学校現場での特別活動に関する問題を挙げさせ、課題としてまとめ発表させるというものである。特別活動に関する問題といっても、すぐに浮かんでくるものはあまりないのがふつうである。したがって、各グループごとに役割分担を決めて調べてくるというものである。ここでも、学生の興味を喚起した能動的な学習となるように心がけている。とくに特別活動に関係した具体的な問題をわかりやすく授業中に例示するようにして学生の柔軟な発想力を喚起するように努めている。

4) 教育の基礎理論

「教育の基礎理論」の授業目的は「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想を学ぶ」ものである。そしてその到達目標は「わが国の教育理念を理解することができる。基本的な教育思想が理解できる。大分県の教育について理解できる」としている。

この授業では、1冊の教科書を毎週1章ずつ行っていく計画を立てた。少し冒険とも思われたが、事前に1章ずつ授業前までに読んでレポートを提出させることにした。これは全員である。このレポートを授業の前に集めて出席の確認を取り、そのレポートの中から数名を指名して、教壇に立たせて、レポートの内容を発表させるというものである。次にその発表に対するコメントを、やはりランダムに指名した学生に発表させるというものである。

この方法のメリットは、全員が予習することを義務づけ、予習することが授業出席の前提になっていることである。一応、教科書を読んで自分なりにまとめてあるために、授業の集中度も高くなり、質問・質疑なども全体として活発になされることである。一方デメリットは、教師の解説にあまり時間が割けないことである。しかしながら、より多くの情報を教授することが、学生主体の能動的な学習により効果的であるとは言えないことから、むしろ学生の学習内容に対する興味を持たせることを重視してこの授業を行っている。

5) 教職実践演習 (中学校)

「教職実践演習 (中学校)」の授業目的は「教員免許取得に対する集大成として、これまでの履修状況を記した履修カルテ、介護等体験、教育実習から、各自の教員としての資質について考える」ものである。そしてその到達目標は「教員に必要な資質とは何かを考え、自分に不足している部分を自覚し、改善すること」としている。

この授業では、全15回の中で次の2点に関して授業の実質化に向けた指導を行った。まず1点は教育実習中に作成した学習指導案を振り返る授業を行った。前述したように学習指導案の作成に向けた実践的な指導を試みてきたわけであるが、実際の中学校における教育実習においては様々なスタイルの指導案の書き方がある、学生たちは大学の教職課程で作成した学習指導案をもとに実習校での研究事業の準備に臨むわけであるが、そこで指導教諭からその中学校独自の、あるいはその指導教諭独自の学習指導案のスタイルを学んできたわけである。そこで大学で学んだ学習指導案のスタイルと現場での学習指導案との違いをはっきりと認識させ、また他の学生の実習中学校の学修指導案との比較検討を行わせることにした。この作業はすべて大学の授業時間内で行うことは時間的にも無理があり、当然自宅においてある程度の作業を準備する必要を生じている。実習中に作成した学習指導案の特徴、他校の学習指導案との違い、作成にあたって指導教諭から注意されたことなどをレポートに書かせ、グループで討論させ、発表を行った。その時の資料は授業時間外に作成させ、授業のはじめにファイルとして提出させることにした。これはまとめて整理保存し来年度の教職履修学生の参考に資することとしている。

さらに2点目であるが、実習中学校における特別活動に関する指導を思い出させ、教員として望ましい指導法の確認を行った。これも事前にレポートをファイル形式で提出させ、それをもとにグループ討論・発表を行った。やはりこの授業も事前準備が必須であって授業の実質化を狙ったものである。

6) 教育行政学

「教育行政学」の授業目的は「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を学ぶ」ものである。そしてその到達目標は「国や地方の教育行政の仕組みを理解できる。学校の制度や組織について理解できる。学校内外の教育の役割について理解できる。」としている。

この授業では、授業目的に即した10程度のテーマを初回に与えて、それらを学生3人程度から成るグループに分担して課題提供している。学生は授業中及びそれ以外の時間を利用して、それらのテーマを自主的に学習してレポートにまとめてくる。この時、パワーポイントも作らせている。これを次の授業でグループ順に発表させ、そのあとで全体で討論していく形をとっている。ここでは次のようなテーマを選んでいる。

教育行政の主体とは何か／文部科学省と国の施策／地方教育行政の仕組み／教育を受ける権利の保障／「子どもの権利条約」／義務教育/学校・学級の管理と運営／教育費と教育財政／社会教育/生涯学習

6. おわりに

本論では、教職課程の各授業科目の実践を中心として、内部質保証の観点から単位の実

質化について考察してきた。とくに授業の予習復習を各授業で学生に義務づけ、予習復習をすることが授業に出席することの大前提であるということを教員も学生も認識することが重要であると思われた。こうした取り組みが一部の教員ではなく、大学全体のFD活動などで共通理解がなされれば、単位の実質化は自ずと成功すると信じる。

注

1. 以下、単位制度に関しては次の論文を参照した。清水一彦、平成26（2014）年「単位制度の再構築」『大学評価研究』13、pp.39-49
2. 中央教育審議会答申（『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を養成する大学へ～』平成24年8月28日）から、「学習」にかわって「学修」が用いられている。「大学での学びの本質は、講義、演習、実験、実技等の授業時間とともに、授業のための事前の準備、事後の展開などの主体的な学びに要する時間を内在した『単位制』により形成されている」として、この学びを学修として、学習と使い分けている。
3. 平成9（1997）年 大学審議会「高等教育の一層の改善について（答申）」。なおシラバスに関しては1995年の『平成7年度我が国の文教政策』において「シラバス集を作成し、公表している大学は平成6年度現在176大学であり、4年度の80大学から大きく増加している。」とあり、このころから全国の大学でその作成が一般化したものと考えられる。
4. ドレクセル大学 学生数：23,500 教員数：928（フルタイム教員）、962（パートタイム教員）文部科学省 大学教育部会（第8回）配付資料 平成23（2011）年12月9日
5. 室健（むろ たけし）博報堂 平成25（2013）年12月26日 J-CASTニュース、会社ウォッチ、米国MBAサバイバル日記